

2025年6月9日

兵庫労働局
局長 赤松 俊彦 殿

日本労働組合総連合会兵庫県連合会
会 長 那須 健
連合兵庫 ジェンダー平等・多様性推進委員会
委 員 長 佐藤 暢彦
連 合 兵 庫 女 性 委 員 会
代表委員 中西織絵 永野敦子 増本由紀

男女平等参画社会の実現に向けた要請

貴職におかれましては、適正な労働条件の確保および労働災害防止など、日々力を尽くされておりますことに敬意を表します。

連合は、2004年より6月を「男女平等月間」と定め、男女平等参画社会実現に向けて、集中的な取り組みを行っています。本年も性別・年齢・国籍・障がいの有無・就労形態などにかかわらず、誰もが多様性を認め合い、互いに支え合うことのできる職場・社会の実現に向け、以下の通り要請いたします。

記

1. ハローワークの窓口における充実した相談・支援業務および、行政サービスの質の向上に向け、窓口業務の多くを担う任期付任用職員をはじめとする臨時職員・非常勤職員の雇用の安定と処遇改善をはかること。
2. 常時雇用する労働者が100人以下の企業を含めたすべての企業に対し、女性活躍推進法にもとづく一般事業主行動計画策定のための支援を行うこと。また、「男女の賃金の差異」の実態把握、男女間格差の要因分析・是正に向けた取り組みを促し、定着をはかること。あわせて、それらの実態や取り組みなどについて「女性の活躍推進企業データベース」を活用した外部への公表を促すこと。
3. 改正労働施策総合推進法、改正男女雇用機会均等法の施行を見据え、雇用管理上の措置義務となるカスタマー・ハラスメント対策、求職者へのセクシュアル・ハラスメント対策について、事業主に周知すること。

以上